

JPNIC 活動報告

Activity Report

JPNIC活動カレンダー (2012年12月~2013年3月)

12月

7(金) | 第48回臨時総会(東京、富士ソフトアキバプラザ)
第93回臨時理事会(東京、富士ソフトアキバプラザ)

14(金) | IPアドレス管理指定事業者定例説明会(東京、JPNIC会議室)

1月

22(火)~23(水) | “知っておくべきIPv6対応”セミナー「IPv6 CATVネットワーク編」
(東京、アリス・グループ・ジャパン会議室)

2月

13(水) | 第94回通常理事会(東京、JPNIC会議室)

28(木)~3.1(金) | Security Days [後援](東京、ヒカリエホール)

3月

15(金) | 第49回通常総会(東京、富士ソフトアキバプラザ)
第95回臨時理事会(東京、富士ソフトアキバプラザ)

ICANNトロント会議報告および第35回ICANN報告会開催報告

2012年10月14日(日)より18日(木)まで、カナダ・オンタリオ州の州都トロントにて第45回ICANN会議が開催され、その会議の報告会を2012年11月20日(火)、東京の秋葉原にある富士ソフトアキバプラザにて、JPNICと財団法人インターネット協会(IAJapan)の共催で、第35回ICANN報告会として開催しました。本稿では、トロント会議の概要と、報告会の模様をレポートします。

ICANNトロント会議報告

トロントはオンタリオ湖岸に位置するカナダ随一の大都市で、高層ビルが多数建ち並んでいます。会議場は湖岸にあり、隣にある公園では紅葉し始めた木々も見られました。会期中の気候は冬の東京並みに寒く、日の出後も鉛色一色の空という印象でした。参加者数は約1,400名を数え、広い会議場にはいくつも部屋がありましたが、いずれもかなりの参加者が賑わっていました。

◆ 新事務総長による新しいICANN体制

今回のICANN会議は、2012年7月1日付で退任した前任のRod Beckstrom氏に代わり、新しい事務総長としてFadi Chahadé氏が着任した直後ということもあり、注目を集めていました。Chahadé氏は、レバノン、エジプト、米国という三つの国籍を持ち、複数の言語に堪能で、前職はクラウドベースのソフトウェア企業でCEOを務めていたとのこと。Chahadé氏は予定より2週間早い、9月中旬に着任しました。着任後上級幹部を中心に体制の変更があり、ステークホルダー対応および政府対応の上級職員がそれぞれ加わりました。新体制で何を重視しているのかがうかがえます。中でも、グローバルな関与(global engagement)の強化をうたっています。オープニングセレモニー直後の事務総長によるセッションでは、始まるやいなや上着を脱いで「さあ、早速仕事にかかろう」と気合い十分のようで、ICANNの新たな組織運営体制について、熱心に説明しました。



● 新事務総長のFadi Chahadé氏

第45回ICANN会議は一言で言って、新体制への期待を持たせる内容でした。今まで必ずしも非常に良好とはいえない

かった、政府との関係、およびグローバルな関与などについて、進歩があるのではないかと印象を筆者は持ちました。

◆ 新gTLD関連

1. 優先順位付けのための抽選(Prioritization Drawing)

ブラハ会議の理事会で中止が決定されたDigital Archeryの代わりに申請の優先順位付け^{*1}を行う手段として、12月(12月4日(火)~15日(土)のいずれか1日)に米国ロサンゼルスで抽選を行う予定であることが発表されました。抽選は紙を使った手作業となり、公平を期すため第三者が監督することになっています。会場へ行くことが難しい申請者のために、代理人を立てることが可能となっています。また、代理人が複数の申請者の代理をすることや、ICANNが申請者に代理人を紹介することもできます。

そもそも、単純な抽選ではなく、Digital Archeryという特殊なしくみを導入しようとした理由は、カリフォルニア州の抽選に関する法律^{*2}に触れないようにしようとしたためです。しかし、その法律の下でも、非営利団体が公益目的のための抽選を実施することはできる例外^{*3}があるため、今回の新たな方法が採用されたと考えられます。

なお、優先順位付けの際、IDN文字列は最優先されることになっています。抽選について説明するために開催されたセッション^{*4}では、「IDN gTLDではなくコミュニティベースgTLDを優先すべきではないか」という意見を述べる参加者も見受けられました。

2. 新gTLD(セカンドレベル)における、国際機関の名称保護

2012年10月1日(月)に国際機関の名称保護に関する、GNSO最終課題報告書が提出されました。内容は、国際オリンピック委員会(IOC)および赤十字(RC)／赤新月(RC)を含む国際組織(政府間組織(IGO)および非政府組織(NGO)など)について、セカンドレベルでの名称保護を行う、というものです。まず新gTLDを対象とするものの、対象を既存gTLDにも広げるよう検討することなどが報告されています。本件のポリシー策定プロセス(PDP)を開始することについて、GNSO評議会会合にて全会一致で可決されました^{*5}。

3. URS (Uniform Rapid Suspension)

URS^{*6}は新gTLDの商標保護手段の一つで、商標権を侵害するドメイン名に対して、権利者がTLDの委任開始後にドメイン名を差し止めるための手段です。従来のUDRP(統一ドメイン名紛争処理方針)に比べて、より迅速な処理が可能であることが特長です。現在の要求仕様では、予定している料金(1申請当たりUSD 500程度に抑えることになっている)でのサービスが難しいとして、サービスプロバイダー候補組織がサービスの簡素化提案を行いました^{*7}。

4. Trademark Clearinghouse

Trademark Clearinghouse^{*8}は、新gTLDの商標保護手段の一つで、実際に商標権を侵害するドメイン名が登録されてしまう前に対応するためのしくみです。権利者が自身の保護すべき文字列を、すべての新gTLDの申請において参照されるデータベースに事前に登録しておくことにより、その文字列が保護されるしくみです。実装時の技術的な要求仕様、優先登録時の適格性をどのように検証するか、および文字列の照合規則について議論されました^{*9}。現在の予定では、2013年第1四半期~第2四半期頃の完成予定となっています。既に開発には入っているようで、プレゼンテーションには開発中の画面なども含まれていました。

5. 新gTLD申請者グループ (NTAG; New TLD Applicant Group)

GNSOのレジストリ部会では、申請が認められれば新たにレジストリとなる、新gTLD申請者のグループが設立され、NTAG (New TLD Applicant Group)と名付けられました^{*10}。トロント会議ではこのNTAGの会合が開催され、約80名の会員を擁し、900の新gTLD文字列を同グループがカバーしていることが発表されました。

会合では新gTLDプログラムに対する意見を述べるため、フロアマイクに長い行列ができるなど、活発な議論となりました。



● ICANN理事会の様子

◆ WHOIS関連

ブラハ会議後トロント会議に先立ち、レジストラ認定契約(RAA)の契約内容改訂について6回もの交渉会議が開かれました。交渉の対象となる契約内容の多くはWHOISが密接に関連し、登録者保護およびDNSの安定性を高めるための項目となっています。改訂に際しては、政府諮問委員会(GAC)および法執行機関(警察など)から勧告が提出されていました。

トロント会議では、RAA改訂の最新状況を共有するセッションが開かれ、主に法執行機関からの、RAA契約内容に対

する以下の課題への勧告について説明がありました^{*11}。これらの勧告はいずれもWHOISに関するものです。

- ・不正行為時の連絡先
- ・登録データの検証
- ・登録データの保持期間
- ・リセラおよびプライバシー/プロキシサービスプロバイダーの義務

これらの法執行機関からの勧告については、セッション中最も重点が置かれてコミュニティからの意見収集が行われました。

他にWHOIS全般に関する状況報告セッションがあり、WHOIS代替プロトコルの規格化に向けた、IETF WEIRDS (Web Extensible Internet Registration Data Service) WGの説明、SSAC(セキュリティと安定性に関する諮問委員会)によるドメイン名WHOISの用語と構造に関する勧告(SAC 051)などが報告されました^{*12}。

◆ その他

- GACハイレベル会合
今回初めて、政府諮問委員会(GAC)のハイレベル会合が10月15日(月)ほぼ丸1日を使って開催されました^{*13}。これはATRT (Accountability and Transparency Review Team)の勧告である、

GACプロセスへの各国政府の支持と関与を増大させるため、ICANN理事会はGACとともに公共政策に関する課題について政府高官への参加を求めることにより、プロセスの構築を検討する^{*14}。

に基づくものです。プログラムではICANNの各組織が順を追って取り上げられ、最後に理事会との対話という順序で行われました。その後開催されたレセプションは、出席した政府関係者とICANN理事やSO(支持組織)、AC(諮問委員会)の代表者が一堂に会し、盛んな意見交換がなされたようです。具体的にどのようなメンバが会合に参加したのかについては、後半のICANN会議報告にて総務省の中西氏が紹介されています。

第35回ICANN報告会

ICANNトロント会議を受けた報告会を、2012年11月20日(火)にIAJapanとの共催で開催しました。この時期恒例のInternet Weekとの共催イベントとして、東京の富士ソフトアキバプラザでの開催です。合計31名の方にご参加いただきました。



◆ プログラム

(講師敬称略)

1. ICANN トロント会議概要報告	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 前村 昌紀
2. ICANN 国コードドメイン名支持組織 (ccNSO) 関連報告	株式会社日本レジストリサービス 堀田 博文
3. ICANN 政府諮問委員会 (GAC) 報告	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 中西 悦子
4. ICANN GNSO レジストラ部会の最新動向	株式会社インターリンク Jacob Williams
5. ICANN GNSO 知的財産部会の最新動向	株式会社プライツコンサルティング 村上 嘉隆
6. 新gTLD プログラムにおける課題	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 山崎 信



● ICANN 報告会の様子

◆ 新体制下での初めての ICANN 会議

JPNICの前村昌紀によるICANNトロント会議の概要報告では、前半のICANNトロント会議報告の部分でも触れましたが、Chehade氏による2日目の基調講演後に開催されたセッションにおいて説明がなされた、新体制およびICANNの課題などについて取り上げました。

◆ 新gTLD 関連

新gTLD関連のトピックのうち、前村から報告した次のものについては、前半のICANNトロント会議報告部分で詳しく触れていますので、ここでは割愛します。

- ・申請数が増えたことにより申請の優先順位付けのための抽選を2012年12月に実施すること
- ・国際オリンピック委員会や赤十字/赤新月関連の第2レベルドメイン名の保護
- ・新gTLD申請者グループ(NTAG; New TLD Applicant Group)の会合開催

上記以外の新gTLD関連の話題として、総務省の中西悦子氏からは、新gTLDで申請されている文字列に対する、GAC早期警告(Early Warning)については、GACからICANN理

事会に対して懸念点(消費者保護、地名の保護、一般名詞の排他的利用、防衛登録の必要性が発生するものなど)が示されたとの報告が行われました。その中には、日本からの申請に対する早期警告はないとのことでした。一方、他国からの申請文字列が日本の地名に該当する例(.date - 北海道伊達市/福島県伊達市などに相当)があるため、早期警告がなされるであろうことの説明がありました。早期警告の公開日は本報告会開催日と同日の11月20日とアナウンスされていましたが、時差の関係でGAC早期警告が公開されたのはICANN報告会後(日本時間で同日夜より翌朝にかけて)となりました。他に政府間組織(IGO)について、トップレベルおよびセカンドレベルにおける当該名称の保護を図ること、次の申請ラウンド以降も同様の保護措置を図ることが助言されたとのことでした。

次に、株式会社プライツコンサルティングの村上嘉隆氏からは、主に権利保護機構(Rights Protection Mechanism; RPM)についてのお話となり、商標を登録するデータベースである、Trademark Clearinghouseおよびそれに付随するTrademark(TM) Claims、さらにはURS (Uniform Rapid Suspension)についてご説明いただきました。知的財産部会(IPC)およびビジネス部会(BC)よりICANNに対して、優先登録、TM Claimsおよび関連するRPMについての、8点からなる要求がICANNあてになされたことに対し、レジストラステークホルダーグループ(RrSG)、NTAG、非商用ステークホルダーグループ(NCSG)が「ポリシー変更に関する変更であるのに、ポリシー策定プロセスに従った手続きが進められていない」などの理由で反対している旨説明がありました。さらに、報告会の直前の週末にICANNで行われた電話会議についての補足があり、ICANNより提出された両者の溝を埋める折衷案について説明がありました。

その後筆者より、新gTLD申請者ガイドブックに沿って主な各項目の進捗状況を報告しました。その中でも、RPMを中心に実装が固まっていないもの(Trademark Clearinghouse、URS)が残っていることが、最大の懸念点として挙げられます。

◆ 各支持組織 (SO) / 諮問委員会 (AC) 関連

株式会社日本レジストリサービスの堀田博文氏による、ICANN 国コードドメイン名支持組織 (ccNSO) 関連報告では、IDN ccTLDの動向、中でも現行のファストトラックではない、恒久的ルール作りにおいて議論が収束し、文書化の段階に進んだこと、IDNを世界でユニバーサルに使用するための議論が、ccNSOとGNSOとの共同検討グループにてなされたことなどが報告されました。

中西氏より行われたGAC報告のうち、先ほど紹介した新gTLD以外ではトロント会議で初めて開催された、GACハイレベル会合についてお話ししていただきました。同会合には、米国電気通信情報庁(NTIA)長官のLawrence E. Strickling氏をはじめとする50カ国3オブザーバが参加し、

日本からは総務省顧問の山川鉄郎氏が参加されました。会議では、多くの参加国がマルチステークホルダーモデルの重要性を認識していることが確認されたとのことでした。

Jacob Williams氏による、レジストラ部会の最新動向では、主にレジストラ認定契約(RAA)改定についての進捗状況、レジストラのコンプライアンス(ICANNとの契約順守)について、および認定解除されたレジストラからの移転手順(DARTP)の改善案についてご報告いただきました。

これまでに開催したICANN報告会の発表資料と動画は、JPNIC Webサイトに公開しています。

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/>

次回の第46回ICANN会議は、2013年4月7日(日)～11日(木)にかけて、中国の首都北京にて、CNNIC (China Internet Network Information Center)のホストにより開催されます。

(JPNIC インターネット推進部 山崎信)



● 筆者からは新gTLDプログラムに残る課題について説明しました

ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポートの発行について

JPNICでは、インターネットに関する情報提供の一環として、2012年10月より「ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート」の発行を開始することとなりました。本稿ではこの取り組みについてご紹介します。

JPNICではドメイン名を中心としたインターネット関連のポリシー、ガバナンスに関して、今まで本ニュースレターをはじめ、各種ミーティングの機会やメールマガジンなどの媒体を通じて、情報の提供を行ってまいりましたが、この2012年10月から、一歩踏み込んだ情報を提供する「ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート」を月1回程度の頻度で発行しています。第1号である2012年10月号では、新gTLD申請状況について取り上げました。

- ※ 1 申請の優先順位付けが必要な理由について以下のレポートのP.4「4. 申請処理の進め方」をご参照ください。
ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート10月号
<http://www.nic.ad.jp/ja/in-policy/policy-report-201210.pdf>
- ※ 2 California Penal Code section 319-329
<http://www.leginfo.ca.gov/cgi-bin/displaycode?section=pen&group=00001-01000&file=319-329>
- ※ 3 CALIFORNIA CONSTITUTION ARTICLE 4 SEC. 19. (f)
http://www.leginfo.ca.gov/.const/article_4
- ※ 4 Prioritization Drawing
<http://toronto45.icann.org/node/34401>
- ※ 5 GNSO 評議会決議 20121017-2
<http://gns0.icann.org/en/resolutions#201210>
- ※ 6 URS (Uniform Rapid Suspension) の詳細なしくみ以下のレポートのP.5「5.2 Uniform Rapid Suspension」をご参照ください。
ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート10月号
<http://www.nic.ad.jp/ja/in-policy/policy-report-201210.pdf>
- ※ 7 Uniform Rapid Suspension (URS)
<http://toronto45.icann.org/node/34325>
- ※ 8 Trademark Clearinghouse の詳細なしくみ以下のレポートのP.5「5.1 Trademark Clearinghouse」をご参照ください。
ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート10月号
<http://www.nic.ad.jp/ja/in-policy/policy-report-201210.pdf>
- ※ 9 Trademark Clearinghouse Implementation
<http://toronto45.icann.org/node/34395>
- ※ 10 New TLD Applicant Group (NTAG)
<http://toronto45.icann.org/node/34193>
- ※ 11 Update on the RAA Negotiations
<http://toronto45.icann.org/node/34197>
- ※ 12 WHOIS Update
<http://toronto45.icann.org/node/34409>
- ※ 13 GAC High Level Meeting
<http://toronto45.icann.org/gac-hlm>
- ※ 14 ATRT Draft Report (Recommendation 16.)
<http://www.icann.org/en/about/aoc-review/attr/proposed-recommendations-20oct10-en.pdf>

本稿執筆時点までに発行したレポートのテーマは次の通りです。

- 2012年10月号「新gTLD申請の最新状況について」
- 11月号「ICANNにおけるgTLD関連ポリシーについての議論の状況」
- 12月号「GAC(政府諮問委員会)早期警告」
- 2013年1月号「WCIT 2012の結果について」

インターネットポリシーという言葉には、あまり確固とした定義があるわけではありませんが、ここでは、「インターネット基盤運営に関する政策的な事柄」という一般的な意味合いでとらえています。



このようなインターネット基盤運営に関する政策的な事柄は、大小さておき、何らかの形で皆様の生活や、インターネット関連の事業にも影響を及ぼす可能性があります。

JPNICは、インターネットの円滑な運営に寄与することを使命として掲げており、その成立過程から、ドメイン名やIPアドレスといったインターネット論理資源の管理に関与してまいりました。現在もIPアドレスに関して国別インターネットレジストリとして管理に携わるほか、ICANNにおけるgTLD政策の動向調査、JPドメイン名に関して、JP-DRPの制定と運用などをはじめとした各種JPドメイン名管理支援業務を行うとともに、その他のインターネット関連のポリシーやガバナンスに関する動向を注視しています。

こういった業務によって得られた知見から、一歩踏み込んだ情報をご提供することで、インターネット基盤運営に関する理解を深め、皆さんの業務に少なからずお役に立てることをめざしてまいります。

当初は、ICANNで策定されるgTLDのポリシーに関連する内容が中心になりますが、「インターネットポリシー」という言葉の意味の広がりが見えるように、インターネット基盤運営に関するより広い領域で情報提供をめざします。

本レポートの各号は、次のURLにてお読みいただけます。
<http://www.nic.ad.jp/ja/in-policy/>

お読みいただいたご感想をぜひお寄せください。上記Webページの末尾にある「このページを評価してください」フォームに記入していただくか、または次のご連絡先へのメール送付のいずれでも可能です。

ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート
に対するご連絡先
rep-feedback@nic.ad.jp

(JPNIC インターネット推進部 前村昌紀)

第23回JPNICオープンポリシーミーティング報告

2012年11月19日(月)に、Internet Week 2012との同時開催として、第23回JPNICオープンポリシーミーティング(JPOPM)を開催いたしました。

JPOPMは、日本においてIPアドレス、AS番号等インターネット資源の管理ポリシーを検討・調整し、コミュニティにおけるコンセンサスを形成するための議論の場です。年2回の開催で、JPNICとは独立した組織であるポリシーワーキンググループ(ポリシーWG)が主催しています。ミーティングのプログラムは、ご応募いただいたポリシー提案や情報提供プレゼンテーションから構成されています。今回は、4件のポリシー提案と情報提供プレゼンテーションの応募が数件ありました。

ミーティングには、オンサイトで50名(関係者含まず)の皆様にご参加いただきました。今回も、JPNICの協力により、映像ストリーミング、Jabberチャット、Twitterによるリモート参加環境を構築しました。機材の都合で中継の開始が遅れましたが、ストリーミングにおいては平均30程の同時視聴数がありました。会場で、またリモートでミーティングにご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

以下に、提案議論の概略、および、いくつかの情報提供トピックスについて紹介します。

◆ 今回議論された提案について

今回は次の4件の提案について議論を行いました。

023-01	APNIC EC Endorseに関連したJP PDPの変更
023-02	ポリシー策定プロセスの改定
023-03	IPv6のPI割り当てにおけるマルチホーム要件の撤廃(prop-101 in APNIC)
023-04	IPv4アドレス移転におけるアドレス需要確認期間の変更(prop-104 in APNIC)

前半の2件(023-01、023-02)は日本におけるPDP(Policy Development Process; ポリシー策定プロセス)の変更に関する提案、後半の2件(023-03、023-04)はAPNICのオープンポリシーミーティングでコンセンサスを獲得施行されたポリシーについて、日本国内での実施の是非を問う提案です。



● ポリシー策定のプロセスについて説明するポリシーWGチェアの橋氏

コンセンサスとなった提案を簡単にご紹介します。

023-01は、JPOPFへの提案がAPNICで実装されることを前提とした内容であるケースにおいて、APNICの実装が実現した後の日本側での実装までのスケジュールを短縮するための提案です。

023-03は、IPv6アドレスのPI割り当ての要件からマルチホームの要件を撤廃するための提案です。マルチホームの要件は既にAPNIC以外のRIR地域では存在しないものであり、APNICもそれに合わせることを目的の一つにあります。ただし、今後無条件にIPv6 PIアドレスを割り当てるということではなく、割り当てポリシーに「技術的な理由がある場合はIPv6 PI割り当てを認める」と記載し、具体的にはAPNICが作成する予定のガイドライン文書により、技術的な理由に関して一定の基準が設けられる予定です。

023-04は、IPv4アドレスの移転の際の需要確認期間を現状の12ヶ月から24ヶ月に変更するための提案です。現状では北米カリブ地域を担当するRIRであるARINにおける移転時の需要確認期間が24ヶ月となっており、RIRをまたがって移転を行う際の需要確認期間の差異をなくすことを目的に提案が行われました。

023-03と023-04は、JPOPMでの提案者であるポリシーWGのメンバーが発表も行う予定でしたが、このうち023-04についてはAPNIC 34での提案者である株式会社クララオンラインの白畑真氏から協力の申し出をいただき、APNIC 34への提案者自らによるプレゼンテーションが実現しました。白畑氏にはあらためて感謝申し上げます。

なお、次の提案については、コンセンサスに至りませんでした。

023-02	ポリシー策定プロセスの改定
--------	---------------



● 会場では挙手により参加者の意志確認を行います

その他、現状の日本におけるPDPの解説、IPアドレス移転について、RIRのミーティングへの参加を通じての、アップデートのセッションを開催しました。以下のURLに当日の発表資料が掲載中です。議事録も掲載されておりますので、ご参照ください。

□ 第23回JPNICオープンポリシーミーティング
<http://venus.gr.jp/opf-jp/opm23/>

◆ ミーティングを振り返って

過去数回のJPOPMにおける事前アンケートの結果より、参加者のうち半数近くが「初めての参加」もしくは「2~3回目の参加」という状況であることが分かっています。そのため、参加経験の比較的少ない方にも理解を深めてもらえるよう、日本におけるPDPの解説とアドレスポリシー動向全般についての説明を実施しました。前者は毎回実施しているものですが、説明を追加した上で、時間も長めに確保して行いました。

次回のAPNICカンファレンスは2013年2月末に、シンガポールで開催されます。ミーティングの詳細については、次のURLでご覧になれます。

□ APNIC 35 Conference, Singapore 25 February - 1 March 2013
<http://conference.apnic.net/35/>

最後になりますが、オンサイト、リモートともに議論にご参加いただいた皆様、ご発表いただいた皆様、ありがとうございました。

次回のJPNICオープンポリシーミーティングは、2013年7月頃に開催予定です。アドレスポリシーに関してご意見をお持ちの方の提案や、プレゼンテーションのご応募をお待ちしています。今回ご参加いただけなかった方も、ぜひともご参加ください。

(ポリシーワーキンググループ/楽天株式会社 橋俊男)

◆ 第48回JPNIC臨時総会報告

2012年12月7日(金)、第48回JPNIC臨時総会を、東京都千代田区の富士ソフトアキバプラザにて開催いたしました。今回の総会では、1件の報告事項のほか、IPアドレス等料金体系一部改定、2012年度補正予算の2議案につき、会員の皆様にお諮りしました。以下、本総会の報告事項と議案について、簡単にご報告します。

◆ 理事長挨拶

初めに、総会開会に先立って後藤滋樹理事長から、出席会員へ挨拶が行われました。さらに、12月3日(月)より14日(金)までを会期としてアラブ首長国連邦(UAE)のドバイで開催されている、通信に関する国際規則である「国際電気通信規則(ITR)」の改正を話し合う、国際電気通信連合(ITU)が開催する国際電気通信会議(WCIT)について概要が説明され、JPNICの取り組み状況などが紹介されました。



● 開会に先立って後藤理事長から会員のみなさまへ挨拶を行いました

◆ 報告事項:一般社団法人移行認可申請の進捗報告

2012年6月15日(金)に開催された、前回の第47回通常総会で承認となった、一般社団法人への移行、一般社団法人移行認可申請に必要な定款案および、その後理事会で決議した公益目的支出計画に基づき9月に内閣府に申請した、一般社団法人移行認可の進捗状況について、事務局長の林より報告が行われました。

◆ 第1号議案:IPアドレス等料金体系一部改定の件

IP事業部長次の伊勢により、2010年6月18日(金)の第44回通常総会で承認され、2012年度の請求より適用されていたIPアドレス等料金体系に関し、新料金体系適用開始時期を2014年度としていたIPアドレス管理指定事業者、特殊用途用プロバイダ非依存(PI)アドレス割り当て組織を対象とした料金について、前倒しして2013年度から新料金体系の適用開始とすることで、引き下げられるとの説明が行われました。議案の説明に引き続き質疑応答が行われた後、議案の賛否を会場にお諮りした結果、原案の通り可決されました。

◆ 第2号議案:2012年度補正予算案承認の件

本議案は、2012年3月9日(金)に開催された第46回通常総会にて承認された、2012年度収支予算に変更が生じたため、作成された補正予算案についてお諮りしたもので、変更する各収入予算、支出について林事務局長が全体の説明を行いました。議案の説明に引き続き質疑応答が行われた後、議案の賛否を会場にお諮りした結果、原案の通り可決されました。

事業活動収入予算 581,650,000円
(当初予算比 +45,760,000円)
事業活動支出予算 515,190,000円
(当初予算比 +33,700,000円)

この第48回臨時総会の資料、議事録等は、JPNIC Webサイト*にて公開しております。

◇ ◇ ◇

総会に引き続き、恒例となっている講演会を行いました。今回は、日本国内におけるIPアドレスのポリシー検討に携わるポリシーワーキンググループで、チェアを務める橋俊男氏による講演が行われました。講演のタイトルは「インターネットの維持と当事者意識 ~ポリシー開発プロセスを担う視点から~」です。当初、タイトルには「インターネットガバナンス」という言葉を使っていました。しかし、「統治」を感じさせる「ガバナンス」は、インターネットの実態に合わずふさわしくないということで「インターネットの維持」という言葉に改めたという紹介がありました。講演では、JPNICオープンポリシーミーティング(JPOPM)を身近な例として取り上げ、インターネットに関わるポリシーがどのように決まってくるかを紹介した上で、それぞれのユーザー自身が当事者としてそこに関与して欲しい、というメッセージが伝えられました。

(JPNIC 総務部 佐藤俊也)



● 総会会場の様子

※ 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
第48回総会(臨時総会)
<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/general-meeting/20121207/>

